

## 昭和 24 年労組法改正時の質疑等

## ○昭和 23 年 6 月 8 日衆議院本会議

倉石忠雄君

アメリカにおいて問題になった、あのタフト・ハートレー法のごときも、労働団体の猛烈なる反対と、大統領の拒否権の発動ありたるにもかかわらず、議会において圧倒的なる支持を得て、これが成立を見たる、あの事情を静かに観察してみる必要があるのであります。

加藤國務大臣

タフト・ハートレー案がアメリカにおいて制定されたことは、アメリカにおけるまったく特殊なる条件のもとに生れた法律であります。日本においては、私どもはどここの國をまねることもなく、日本における現実の情勢下において適当であると思う立法がなされることが望ましいのであります。従つて、アメリカにタフト・ハートレー案が制定されたからというて、これを物まねのごとく日本において制定する必要はない、このように信じております。

## ○昭和 24 年 5 月 4 日衆議院労働委員会

鈴木國務大臣

労働組合法及び労働関係調整法の一部を改正する法律案につきまして、(略) 当委員会上程にあたりまして、逐章的にいまい少しく詳細に御説明申し上げます。(略) 第三條の労働者の定義も現行法と同様であり (以下略)

賀來政府委員

労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案につきましての逐條説明をいたしたいと思ひます。(略) 第三條は現行法の第三條そのままを口語体に改めたのであります。

## ○当時の立法者意思を示す資料

第三条 解説

- 一、本條は、舊法第三條をそのまま口語體に改めたもので、本法にいう労働者の定義を規定したものである。
- 二、本法において労働者とは職業の如何を問はず、賃金、給料、その他これに準ずる収入によつて生活する者、換言すれば他人に使用せられ、労働の對價たる賃金給料等を得て生活する者である。従つて、單に雇傭契約によつて使用される者にのみ限定されず、他

人との間において支配服従の関係にたち、労務に服し、報酬を受け、これによつて生活するすべての者が本法にいう労働者となる。こういう者が、現在たまたま失業していても、労働者たることに變りはない。

出典：「改正労働組合法の解説」労働省労政局労働法規課、昭和 24 年 5 月、31 頁

## ○参考：労働組合法第 3 条の新旧

### ・旧労働組合法

第三條 本法ニ於テ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ賃金、給料其ノ他之ニ準ズル収入ニ依リ生活スル者ヲ謂フ

### ・昭和 24 年改正労働組合法

第三条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。